

なんとSDGsパートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、なんとSDGsパートナー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「なんとSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）」とは、南砺市におけるSDGsを取り入れたまちづくりに賛同し、南砺市において自分ごととしてSDGsのゴール達成につながる取り組みを自ら行っている、若しくは行おうとしている企業、団体（法人格の有無を問わない）又は個人をいう。

(登録要件)

第3条 パートナーの登録要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 南砺市におけるSDGsを取り入れたまちづくりに賛同していること
 - (2) 南砺市において、自分ごととしてSDGsのゴール達成につながる取り組みを自ら行っていること又は行おうとしていること。
 - (3) 他のパートナーと連携してSDGsに取り組むこと。
- 2 次のいずれかに該当する企業、団体又は個人でないこと。
- (1) 南砺市暴力団排除条例(平成24年南砺市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と密接な関係のあるもの。
 - (2) 公序良俗に反する活動を行うもの。
 - (3) 政治活動、宗教活動を目的とするもの。
 - (4) 市税又は使用料、手数料、分担金その他市に対する債務を滞納しているもの。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、パートナーとして適当でないと市長が認めるもの。

(登録の申込み等)

第4条 パートナーに登録しようとする企業、団体又は個人は、なんとSDGsパートナー登録申込書（様式第1号及び様式第2号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認

めるときは、パートナーへの登録を決定し、なんとSDGsパートナー登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）の発行により申請者に通知するものとする。

（変更登録）

第5条 登録内容の変更をしようとするパートナーは、申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、登録証の発行により申請者に通知するものとする。ただし、登録証の内容に変更がない場合には、申込書を受付した旨の連絡を行うものとする。

（南砺市の役割）

第6条 南砺市は、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）SDGsの推進に関するパートナーの取組みを情報発信すること。
- （2）南砺市におけるSDGsに関する情報を提供すること。
- （3）パートナー相互の交流支援に関すること。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほかなんとSDGsパートナー制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。